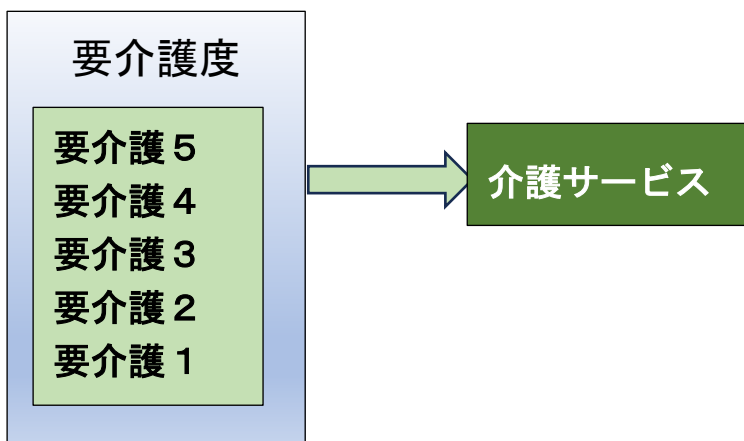




「要介護度1～5」と認定された方が利用できる「介護サービス」について教えてください。



介護認定と介護サービスの内容



要介護1～5では7種類のサービスを受けることができます。

1	自宅に訪問してもらい受けられる介護サービス
2	介護施設に通って受けられる介護サービス
3	短期間施設に泊まって受けられるサービス
4	介護施設に通う、訪問、宿泊を組み合わせ受けられるサービス
5	自宅から有料老人ホーム移り住んで受けられるサービス
6	介護保険施設に移り住んで受けられるサービス
7	福祉用具を利用・購入できるサービス

5. 自宅から有料老人ホームに移り住んで受けられるサービス

短期入所生活介護

短期入所生活介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

●短期入所生活介護の連続利用日数は30日までです。

●短期入所生活介護対象者の条件は

利用者の心身の状況や病状が悪い場合、家族（介護者）の疾病、冠婚葬祭、出張、家族（介護者）の身体的・精神的負担の軽減 など。

※日常生活費（食費・滞在費・理美容代など）は、別途負担する必要があります。

※サービス費用は、施設の形態、居室の種類、職員の配置などによって異なります。

短期入所療養介護

短期入所療養介護は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、療養生活の質の向上及び家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練などを提供します。

●短期入所療養介護の連続利用日数は30日までです。

※日常生活費（食費・滞在費・理美容代など）は、別途負担する必要があります。

※サービス費用は、施設の形態、居室の種類、職員の配置などによって異なります。

6. 介護保険施設に移り住んで受けられるサービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

●介護老人福祉施設を利用する時には、「施設サービス費」＋「居住費・食費」＋「日常生活費（理美容代）など」がかかります。

※サービス費用は、施設の形態、居室の種類、職員の配置などによって異なります。

介護老人保健施設（老健）

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるようリハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。

●介護老人福祉施設を利用する時には、「施設サービス費」＋「居住費・食費」＋「日常生活費（理美容代）など」がかかります。

※サービス費用は、施設の形態、居室の種類、職員の配置などによって異なります。

介護療養型医療施設

介護療養型医療施設が、長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう機能訓練や必要な医療、介護などを提供します。

●介護老人福祉施設を利用する時には、「施設サービス費」＋「居住費・食費」＋「日常生活費（理美容代）など」がかかります。

※サービス費用は、施設の形態、居室の種類、職員の配置などによって異なります。

特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

※入居費用・日常生活費（おむつ代など）は、別途負担する必要があります。

介護医療院

介護医療院は、長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービスなどを提供します。

●介護医療院を利用する時には、「施設サービス費」＋「居住費・食費」＋「日常生活費(理美容代)など」がかかります。

※サービス費用は、施設の形態、居室の種類、職員の配置などによって異なります。

7. 福祉用具を利用・購入できるサービス

福祉用具貸与

福祉用具貸与は、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します。